

# M&I 生活設計と資産運用

## もしものホーム法務

### 認知症と財産管理 一人暮らし、将来に不安

年金生活者のAさんは夫に先立たれ子供もいないため現在一人暮らしだ。今のところ健康だが、心配なのは病気や障害に見舞われるリスク。特に認知症になって身の回りのことやおカネの管理ができなくなるのかと気になって仕方がない。妹は高齢で、甥(おい)や姪(めい)とは付き合いがほとんどない。どうすればいいのだろう。

認知症や精神障害、知的障害などで判断能力が低下した高齢者らのためにあるのが成年後見制度です。家庭裁判所に認められた「後見人」が生活を支援したり財産を管理したりします。Aさんのように今は健康

人は、成年後見制度の枠組みの中にある「任意後見制度」を利用するといでしょう。実際に判断能力の低下が認められないと手続きが始まらない法定後見制度とは異なり、判断能力があるうちに将来のリスクに備えることができます。

手順としてはまず、いざというときに後見人になってくれる人を探し、その人との間で契約(任意後見契約)を結びます。契約相手を受任者といい、家族や親戚である必要はありません。適当な人が周囲にいないのであれば、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などに問いあわせると、候補者を紹介する団体を教えてくれます。次に、契約を結んだ後、実際に本人が認知症になっ

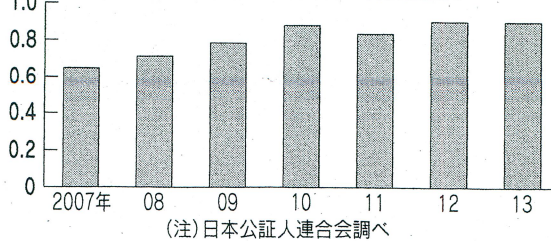
## 元気なうち、後見人を指定

制度には任意後見と法定後見がある

	任意後見	法定後見
利用者	判断能力がある人	判断能力が低下した人
後見人の選び方	本人が候補者を選ぶ	家裁が選任
後見人の仕事	契約で決める	法律による
後見人の監督	必ず監督人がつく	必要なら家裁が選任

たとします。そのときは受任者などが家庭裁判所に、一定の手続きを申し立てます。それが済むと任意後見契約に効力が生まれ、受任者は今後は後見人として財産管理などを本人に代わってできるようになります。Aさんも、元気なうちに信頼できる人を自分で見つけ、将来の後見人として迎

任意後見契約の作成は増加基調



えることが可能です。この点が、任意後見制度の良い点です。後見人がきちんと役割を果たしているかをチェックする人(任意後見監督人)を家裁が必ず選任する仕組みになっています。後見人が不正をすることを防ぐ効果があります。任意後見契約の本身は自由で決めることができま

す。自分の判断能力が低下した場合、生活や財産管理の面でしてほしいことを契約に盛り込んでおけばいいのです。後見人への報酬も自由に決められます。判断能力が低下してからでは希望を述べるのは困難です。「元気なうちに支援してもらおう内容を決めることができるのが任意後見制度のメリット」と弁護士北野俊光さんは話します。任意後見契約の締結は2013年に9032件と、増加傾向にあります。任意後見契約は、公証人に公正証書として作成してもらう必要があります。手数料(一契約につき1万1000円)や印紙代なども必要です。また本人が結んだ不利な契約について法定後見制度ならば後見人が取り消すことができますが、任意後見制度では後見人は取り消せません。